

横浜市駒岡地域ケアプラザ 通所介護 利用料金表

◆サービス提供時間：午前9時30分から午後4時35分まで(送迎時間は含みません)

1、通所介護に係る費用について

項目	介護度	単位数	横浜市特別加算	自己負担額		内容の説明
				1割	2割	
基本額	要介護1	656単位/日	10.72円	704円	1,407円	サービス提供に対する1日あたりの料金です。 (7時間以上9時間未満)
	要介護2	775単位/日		831円	1,662円	
	要介護3	898単位/日		963円	1,926円	
	要介護4	1,021単位/日		1,095円	2,189円	
	要介護5	1,144単位/日		1,227円	2,453円	
加算	入浴介助加算	50単位/日		54円	108円	1日につき。
	認知症加算	60単位/日		65円	129円	1日につき。
	中重度者ケア体制加算	45単位/日	49円	97円	1日につき。	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	46単位/日	50円	99円	1日につき。	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	56単位/日	60円	120円	1日につき。	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位/回	20円	39円	1回につき。介護福祉士が50%以上配置している場合に加算される料金です。	
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	12単位/回	13円	26円	1回につき。介護福祉士が40%以上配置している場合に加算される料金です。	
減算	送迎減算	47単位/片道	51円	101円	片道につき。	

◆『利用者負担算出方法』について

・単位数×地域単価(10.72円)=〇〇円(1円未満切り捨て)、〇〇円-(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))=△△円(利用者1割負担額)。

◆『介護職員処遇改善加算(1月につき)』について

・介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.0%)〔1単位未満の端数四捨五入〕×地域単価(10.72円)。
 ・介護職員処遇改善加算の利用者1割負担額は、上記額-(上記額×0.9(1円未満切り捨て))となります。

※利用者2割負担額の算出方法につきましては、0.9が0.8での計算となります。

◆実際の利用者負担額の算出は、1ヶ月のサービス合計単位数により計算しますので、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

2、運営規程で定められたその他の費用について(利用者10割負担)

項目	金額	内容の説明
食費	750円	1回の料金です(おやつ代含む)。
おむつ代	パンツ式(M) 1枚 170円	利用者の希望時やお忘れになった時等に提供した場合で、帰送時に料金または物々交換で頂いております。
	パンツ式(L) 1枚 150円	
	尿取りパット 1枚 30円	
教養娯楽費	利用者に事前説明・承諾の上、内容ごとに実費徴収 50~500円(作品による)	希望者を募って実施する行事代や、利用者の趣味・創作活動やレクリエーションに提供する材料費などです。
延長料金	延長1時間につき 2,100円(税込)	利用者やご家族の希望により、通常の利用時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用です。
	1時間を超え30分増すごとに 1,050円(税込)	
キャンセル料	当日 100%	利用者の都合で休まれる場合には、上記食費につきましてはキャンセル料を申し受ける事があります(緊急やむを得ない場合は不要といたします)。
	前日 50%	
	前々日 0%	

◆介護報酬に関わる費用等のお支払方法は、「銀行口座」又は「郵便口座」から、翌月27日に引き落としさせていただきます。

◆「加算」及び「その他の費用」については、ご利用された項目のみご負担頂きます。

◆ご不明な点等ありましたら、担当者までお気軽にご相談下さい。

横浜市駒岡地域ケアプラザ 介護予防通所介護 利用料金表

◆サービス提供時間：午前9時30分から午後4時35分まで(送迎時間は含みません)

1、介護予防通所介護に係る費用について

項目	介護度	単位数	横浜市特別加算	自己負担額		内容の説明	
				1割	2割		
基本額	要支援1	1,647単位/月	10.72円	1,766円	3,531円	サービス提供に対する1ヶ月あたりの料金です。	
	要支援2	3,377単位/月		3,621円	7,241円		
加算	運動器機能向上加算	225単位/月	10.72円	242円	483円	筋力の維持・向上を目的とした個別プログラムの料金です。	
	生活向上グループ活動加算	100単位/月		108円	215円	生活機能の向上を目的とした複数の利用者からなるプログラムの料金です。	
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	11		要支援1 72単位/月	78円	155円	介護福祉士が50%以上配置している場合に加算される料金です。
		12		要支援2 144単位/月	155円	309円	
		21		要支援1 48単位/月	52円	103円	介護福祉士が40%以上配置している場合に加算される料金です。
		22		要支援2 96単位/月	103円	206円	

◆送迎費用と入浴介助加算は、基本単位数の中に包括されております。

◆『利用者負担算出方法』について

・単位数×地域単価(10.72円)＝〇〇円(1円未満切り捨て)、〇〇円－(〇〇円×0.9(1円未満切り捨て))＝△△円(利用者1割負担額)。

◆『介護職員処遇改善加算(1月につき)』について

・介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×サービス別加算率(4.0%)〔1単位未満の端数四捨五入〕×地域単価(10.72円)。

・介護職員処遇改善加算の利用者1割負担額は、上記額－(上記額×0.9(1円未満切り捨て))となります。

※利用者2割負担額の算出方法につきましては、0.9が0.8での計算となります。

◆実際の利用者負担額の算出は、1ヶ月のサービス合計単位数により計算しますので、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

2、運営規定で定められたその他の費用について(利用者10割負担)

項目	金額	内容の説明
食費	750円	1回の料金です(おやつ代含む)。
おむつ代	パンツ式(M) 1枚170円 パンツ式(L) 1枚150円 尿取りパット 1枚 30円	利用者の希望時やお忘れになった時等に提供した場合で、帰送時に料金または物々交換で頂いております。
教養娯楽費	利用者に事前説明・承諾の上、内容ごとに実費徴収 50～500円(作品による)	希望者を募って実施する行事代や、利用者の趣味・創作活動やレクリエーションに提供する材料費などです。
日用品	利用者に事前説明・承諾の上、品目ごとに実費徴収	利用者の希望で提供した場合です。
キャンセル料	当日 100% 前日 50% 前々日 0%	利用者の都合で休まれる場合には、キャンセル料を申し受ける事があります(緊急やむを得ない場合は不要)。

◆介護報酬に関わる費用等のお支払方法は、「銀行口座」又は「郵便口座」から、翌月27日に引き落としさせていただきます。

◆「加算」及び「その他の費用」については、ご利用された項目のみご負担頂きます。

◆ご不明な点等ありましたら、担当者までお気軽にご質問下さい。

〒230-0073 横浜市鶴見区駒岡4-28-5

社会福祉法人横浜鶴声会 横浜市駒岡地域ケアプラザ

事業所番号:1470100593

TEL:045-570-6601 FAX:045-570-6602

担当:相談員 石本

横浜市駒岡地域ケアプラザ 第1号通所事業 利用料金表

◆サービス提供時間：午前9時30分から午後4時35分まで(送迎時間は含みません)

1、第1号通所事業に係る費用について

項目	内容/加算	単位数	横浜市 特別加算	自己負担額		内容の説明
				1割	2割	
基本額	週1回程度利用	1,647単位/月	10.72円	1,766円	3,531円	サービス提供に対する 1ヶ月あたりの料金です。
	週2回程度利用	3,377単位/月		3,621円	7,241円	
加算	運動器機能向上加算	225単位/月		242円	483円	筋力の維持・向上を目的とした個別プログラムの料金です。
	生活向上 グループ活動加算	100単位/月		108円	215円	生活機能の向上を目的とした複数の利用者からなるプログラムの料金で
	サービス提供体制 強化加算	① (週1回程度) 72単位/月		78円	155円	介護福祉士が50%以上配置している 場合に加算される料金です。
		② (週2回程度) 144単位/月		155円	309円	
③ (週1回程度) 48単位/月		52円	103円	介護福祉士が40%以上配置している 場合に加算される料金です。		
④ (週2回程度) 96単位/月		103円	206円			

◆送迎費用と入浴介助加算は、基本単位数の中に包括されております。

◆『利用者負担算出方法』と『介護職員処遇改善加算(1月につき)算出方法』につきましては、裏面をご確認下さい。

2、運営規定で定められたその他の費用について(利用者10割負担)

項目	金額	内容の説明
食費	750円	1回の料金です(おやつ代含む)。
おむつ代	パンツ式(M) 1枚170円	利用者の希望時やお忘れになった時等に提供した場合で、帰送時に料金または物々交換で頂いております。
	パンツ式(L) 1枚150円	
	尿取りパット 1枚 30円	
教養娯楽費	利用者に事前説明・承諾の上、内容ごとに実費徴収 50～500円(作品による)	希望者を募って実施する行事代や、利用者の趣味・創作活動やレクリエーションに提供する材料費などです。
日用品	利用者に事前説明・承諾の上、品目ごとに実費徴収	利用者の希望で提供した場合です。
キャンセル料	当日 100%	利用者の都合で休まれる場合には、キャンセル料を申し受ける事はありません(緊急やむを得ない場合は不要)。
	前日 50%	
	前々日 0%	